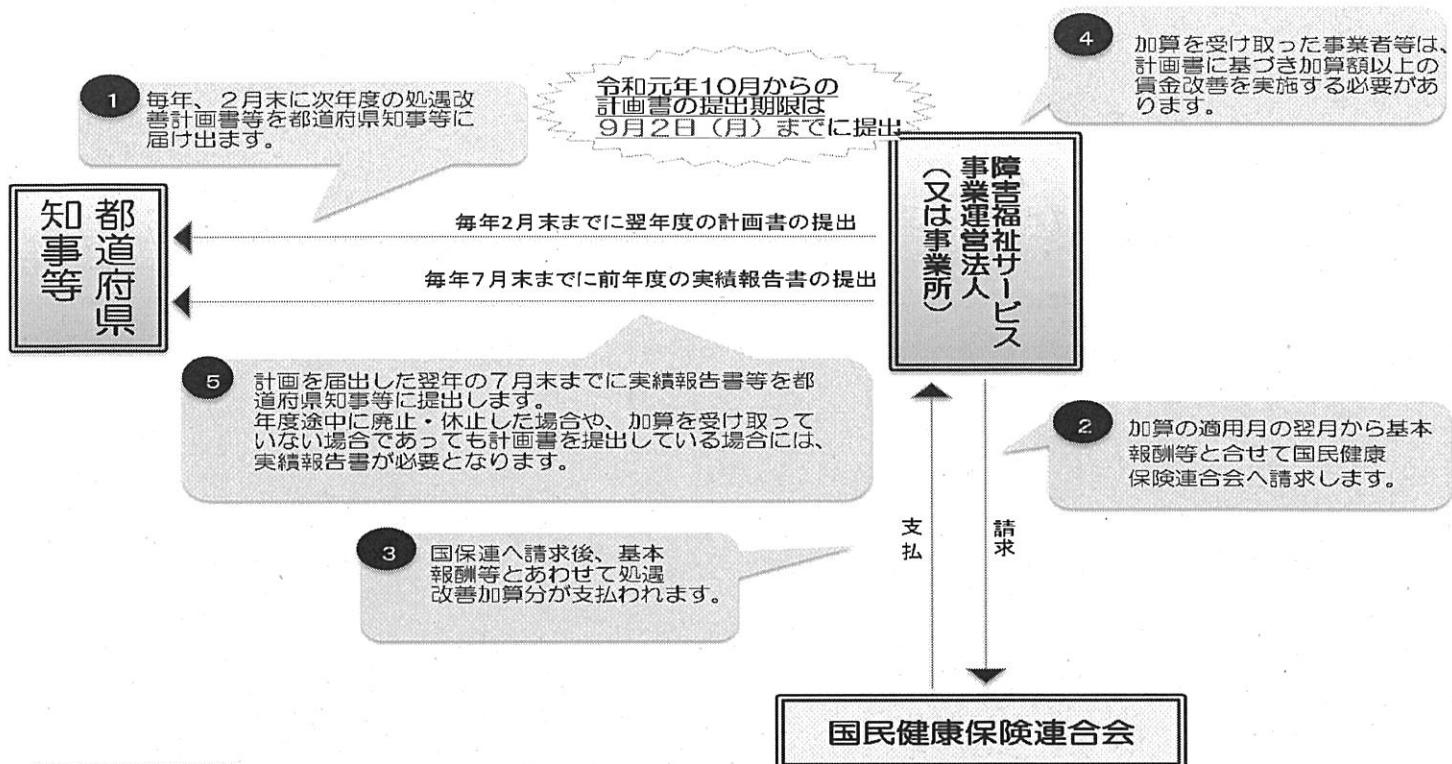


3. 加算の流れ



！重要！

①について

- 届出様式等は、東京都障害者サービス情報をご確認ください。
- 年度途中に事業所を追加する場合又は廃止する場合には、変更する月の前月15日まで（処遇改善加算担当（障害福祉）必着）に変更届を提出する必要があります。
- 年度途中に新規で届出を行う場合には、算定月（サービス提供月）の前月15日まで（※）（処遇改善加算担当（障害福祉）必着）に計画書等を提出する必要があります。
※令和元年10月から加算を算定する場合には、令和元年9月2日までに計画書等を提出する必要があります。

②について（加算額の計算方法）

- 総単位数（1か月あたり）× サービス別加算率 × 1単位の単価
※総単位数＝サービス別基本サービス費+各種加算減算

③について

国保連から処遇改善加算額のお知らせが発行されます。実績報告時に必要になりますので、必ず保存をしておいてください。

④について

- 賃金改善の方法はベースアップや手当等が考えられますが、実費弁償・福利厚生のような賃金以外の項目に加算金は充当できません。
- また、手当において、研修手当には加算金を充当できません。
(「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2（平成27年4月30日）」問9 を参照)

⑤について（！特に重要！）

実績報告書の提出を求める等の指導に応じていただけない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定期要件を満たしていない場合には、不正請求として全額返還となる場合があります。

【その他】

年度途中でやむを得ず賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うことになった場合には、その時点で速やかに、特別な事情に係る届出書を提出してください。

4. 提出先

○東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230
(受付時間：午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ）)

○八王子市担当部署（※八王子市へ提出する場合のみ）

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1
八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当
電話：042-620-7479 (受付時間：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）)